

協同組合運動の現代的課題と意義

黒川俊雄

I. はじめに

協同組合運動は、労働組合運動とともに、いまや重大な転機に立たされている。本論文は、この転機に立たされている協同組合運動の現代的課題と意義について考察しようとするものである。

しかしそのためには、協同組合運動の生成・発展とその歴史的意義についてかなりのスペースをさいて論じたのは、転機に立たされている協同組合運動の現代的課題と意義を明らかにするためには、歴史的にさかのぼって考察してみる必要があったからである。世界史の大きなうねり・激動の中で、人類はいまや模索の時代に入っている。それは、イギリスのロバート・オウェン、日本の賀川豊彦のような協同組合運動の草分けともいべき人々の時代と似ているともいえる。

II. 協同組合運動の生成・発展とその歴史的意義

1. 資本主義が協同組合を生成・発展させた

協同組合は、労働組合とともに、「資本主義の双生児」である。資本主義がいちはやく生成したきたイギリスをはじめとする近代初期のヨーロッパ諸国において、産業革命の過程で、賃労働者は、長時間労働や賃金引下げへの抵抗、首切りなどへの反対で、お互いに団結して、労働組合を結成し、雇用主に対して、機械打こわし運動をおこなうことから団体交渉し、ストライキなどの争議行為をおこなうことによって、賃金、労働時間、その他の労働諸条件の改善を要求してたたかうようになってきた。しかし団結禁止法などによって彼らはこのように生産点におけるたたかいで大きな壁にぶつからざるをえなかっただけでなく、消費点においても、土曜日の夕方になつてやつと賃金を支払われて買い物に行くので、売れ残った物や混ぜ物や有害な物を、いままであまりにも貧しい生活に慣らされてきたために見分ける目も舌ももたずに、ただ低賃金に見合つて価格が安いという点だけで、買い求めるという不利な条件を強いられていた。それゆえこのような不利な条件をいくらかでも改善しようとして消費者協同組合を彼らはつくらざるをえなくなってきたのである。マンチェスターの北にあるロッチデールのフランネル製造労働者が賃上げを要求するストライキをおこなつて失敗した渦中から1844年に「公正先駆者組合」(Society of Equitable Pioneers)を創設し、これが本格的な協同組合運動のはじまりとなった、とされてい

るのは、決して偶然ではない。¹⁾ ロバート・オウェン等の協同原理にもとづく共同体建設の理想を思想的源流としてこの「公正先駆者組合」が創設されたが、それ以前から同じような試みがなされた。この「公正先駆者組合」は、当初消費者協同組合であったが、やがて拡張されて協同組合的生産施設をもつくりだし、ロッヂデール方式と呼ばれるようになった。こうして協同組合運動はもっぱら消費者組合運動としてイギリスだけでなく、ドイツ、オーストリア、スイス、オランダなどの西ヨーロッパ諸国に普及した。フランスでは、すでに1831年に大ストライキをおこなって数日間市政を掌握したりヨンの織維労働者が1835年に最初の消費者協同組合を設立し、イタリアでも1854年にトノリの職工組合連合が消費者協同組合の共同店舗を設立したが、その後これらの国でもロッヂデール方式の消費者協同組合運動が発展し、産業革命がおくれてはじまつた北ヨーロッパ諸国でも発展するようになってきた。²⁾

このような消費者協同組合運動の発展のなかで、もう一つの協同の思想的源流として1840年代のシェルツェ・デーリッチとライファイゼンの影響によって信用組合による農業協同組合の発展が、イギリス以外の、ドイツをはじめとする西ヨーロッパ大陸諸国にみられ、フランス、イタリアなどでは、フーリエやサンシモンの影響のもとに労働者生産協同組合がいちはやく芽生えて発展してきた。そしてイギリスでは労働者による生産協同組合が19世紀後半になって設立されるようになってきた。

このような労働者生産協同組合の試みにたいして、当時ヨーロッパ労働運動に指導的役割をはたしていたカール・マルクスは、「ルイ・ボナパルトのブリュメール18日」のなかで、「プロレタリアートの一部は、交換銀行や労働者協同組合のような、空論的な実験に熱中する。つまり、古い世界自身のもっている巨大な手段をすべて用いてこの古い世界を変革することはあきらめて、むしろ、社会のうしろで、私的に、プロレタリアートの限られた生存条件の範囲内で、プロレタリアートの救済をなしとげようとする運動、したがって必ず失敗するにきまっている運動に熱中する。」³⁾ と指摘したように、「空論的な実験」とか「必ず失敗するにきまっている運動」としてまったく評価しなかった。ところが「必ず失敗する」どころか、イギリスなどで、労働者協同組合運動が発展した。それゆえマルクスは、「ニューヨーク・ディリー・トリビューン」1860年8月6日号に無署名で執筆した「イギリス工場制工業の状態」という一文の中で協同組合工場に言及し、工場監督官の一人であるパトリック氏の「若干の貴重な資料をふくんでいる」報告を引用して、労働者協同組合を客観的に評価するようになった。⁴⁾ そして1864年9月28日マルクスが執筆した『国際労働者協会創立宣言』のなかでは、「協同組合運動」とくに「少数の大胆な『働き手』が外部の援助をうけずに自力で創立した協同組合工場のこと」を「所有の経済学にたいする労働の経済学のいっそう大きな勝利」と言い、「これらの偉大な社会的実験の価値は、いくら大きく評価しても評価しすぎることはない」とまで称賛するようになった。その理由は、「近代科学の要請におうじて大規模にいとなまれる生産」が「働き手の階級を雇用する主人の階級がいなくともやっていけるということ」「労働手段が果実を生みだすためには働く者自身にたいする支配の手段……として独占されるにはおよばないということ」「賃労働が…やがては、自発的な手、

いそいそとした精神、喜びにみちた心で勤労に従事する結合労働に席をゆずって消滅すべき運命にあるということ」を、「議論ではなくて行為によって示した」ということであった。

しかも、この「協同組合労働の制度」の種子をイギリスで播いたのは、ロバート・オウェンであり、「1848年から1864年にいたる期間の経験」は、「協同組合労働は、原則においてどんなにすぐれていようと、また実践においてどんなに有益であろうとも、もしそれが個々の労働者の時折の努力という狭い範囲にとどまるならば、独占の幾何級数的な成長をおさえることも、大衆を解放することも決してできないし、大衆の貧困の負担を目だって軽減することさえできないということ」を証明した、とマルクスは指摘するとともに、「勤労大衆を救うためには、協同組合労働を全国的規模で発展させる必要があり、したがって国民の資金でそれを援助しなければならない。」とまで主張するにいたっている。

ただ、マルクスは、このなかで「以前には夢想家のユートピアだと言って嘲笑したり、社会主義者の聖物を冒瀆するものだという非難をあびせたりして、協同組合労働の制度を若芽のうちに摘みとろうとしてさんざんむだ骨のおった」人物が「いま突然その同じ協同組合労働の制度に胸の悪くなるようなお世辞をならべたてている」と言っているが、この人物のなかには、かつてのマルクス自身も入っているのではないかと思われる。しかしマルクスは、単なる「お世辞」ではなくて、協同組合労働を全国的規模で発展させるために、「国民の資金でそれを助成する」とと、「土地の貴族と資本の貴族」が障害を横たえることをやめないだろうから「政治権力を獲得すること」が労働運動の重要な課題となってきていることをこの「宣言」の中で指摘した。⁵⁾

マルクスは、このような『宣言』を書いたあとで、1867年2月20日付および3月13日付の『ザ・インターナショナル・クリア』に連載した「個々の問題についての暫定中央評議会代議員への指示」の中で、有名な「6. 労働組合、その過去、現在、未来」の前に、「5. 協同組合労働」を書いた。このなかで「社会的生産を自由な協同組合労働の巨大な、調和ある一体系に転化するためには、全般的な社会的变化・社会の全般的条件の変化が必要である。この変化は、社会の組織された力・すなわち国家権力を資本家と地主の手から生産者自身の手に移行させる以外の方法では決して実現されえない。」としながらも「協同組合運動…の大きな功績は、資本にたいする労働の隸属にもとづく、窮屈を生みだす現在の専制的制度を、自由で平等な生産者の連合社会という、福祉をもたらす共和的制度におきかえることが可能だということを実地に証明する点にある。」とし、権力移行・政治革新以前における「大きな功績」を協同組合運動に認めるにいたった。しかも、「消費者協同組合よりはむしろ生産協同組合にたずさわることを労働者にすすめる」ということを、「前者は現在の経済制度の表面にふれるだけであるが、後者はこの制度の土台を攻撃する」という理由で提唱した。マルクスは、少くとも「協同組合運動が階級敵対に基礎をおく現在の社会を改造する諸力の一つであることを認める」にいたったのである。⁶⁾

マルクスがこのように「協同組合運動の大きな功績」を指摘し、とくに労働者生産協同組合の意義を指摘してから、イギリスでは労働者生産協同組合が、ストライキの結果とか、個人または労働組合の援助とかで、つぎつぎ設立されたが、相互の協力関係もほとんどないままに、短期間

で資本主義的株式会社に転換した。マルクスが、前述の『指示』のなかの「協同組合運動」で、協同組合が株式会社に堕落するのを防ぐために、「低い率の利子を株主に支払うこと」に同意しながらも、「株主であってもなくても、平等の配当を受け取らなければならない」としたのは、1860年代すでに協同組合の株式会社への転換がみられたからであろう。

しかしイギリスでは1882年協同組合生産連合（CPF）が結成され、労働者生産協同組合は1881年の13から1893年には113に急増した。そのなかには、資本主義企業のロックアウトに抵抗した労働者個人や労働組合がつくり、消費協同組合を製品の市場とするものが多かった。このばかりにも、協同組合企業の所有権と管理権をそこで働く労働者に限定せず、また、組合員以外の労働者を雇用することが多く、資本力と管理能力の不十分さから倒産するか、株式会社に転換するか、どちらかになることが多かった。とはいえ、協同組合生産連合に加盟する生産協同組合が1894年の99から1905年に109となった。

このような過程で1895年ロンドンで国際協同組合同盟（ICA）が設立され、第1回大会を開き、その後、イギリスをはじめとするヨーロッパ諸国において協同組合運動が発展した。しかしウエップ夫妻の消費者民主制の主張に影響されて協同組合運動はむしろ消費者協同組合運動として展開されるようになった。もちろん消費者協同組合も部分的な自己生産に手をのばすことによって発展してきた。⁷⁾

しかし、労働者生産協同組合運動はイギリスでも1905年をピークにして停滞し、第一次世界大戦後組合数が減少し、第二次世界大戦後も減少しつづけて、衰退してきた。⁸⁾

ここで注目しておくべきことは、多くの社会主義者、ベルンシュタインもレーニンも、マルクスどちがって、生産労働組合よりも消費協同組合を高く評価したということである。ただ、レーニンのばあいには、ロシア革命前、労働者協同組合を「プロレタリア協同組合」とも呼び、「1910年8月に開かれたコペンハーゲン国際社会主義者大会にのぞんであらかじめ執筆した「ロシア社会民主党代表團の協同組合についての決議案」のなかで、協同組合の限界を指摘するとともに、その限界内での積極的意義を強調し、「プロレタリア協同組合に加入し、その組織を厳密に民主主義的な精神（低額の加入金、一人一票、その他）で導きながら、その発展を全面的に促進する」と同時に、「生産協同組合が労働者階級の闘争にとって意義をもつのは、それが消費組合の構成部分である場合にかぎられる」ことを万国の労働者に呼びかけた。⁹⁾ この後者は、しばしばレーニンが、生産協同組合より消費協同組合を高く評価したと単純に解釈されているところである。たしかにロシア革命後、レーニンが、「資本主義は、生産物分配の大がかりな記帳と統制への移行を容易にすることのできる大衆的組織、すなわち消費組合を遺産としてわれわれに残した。」¹⁰⁾ 「協同組合は、実際に、大衆の自主活動を基礎にして大きな経済的組織を打ち立てた。」「協同組合は、高く評価して利用すべききわめて大きな文化的遺産である。」¹¹⁾ などとのべたとき、この協同組合とは消費協同組合のことを意味していた。しかし、「ソヴィエトはいまや社会主義建設の事業におけるその成功の度合いをはかることができる（また、はからなければならない）。ところでその尺度はきわめて明瞭、簡単、実際である。すなわち、協同組合の発展が、

いったいどれくらいの数の共同体（コンミューン、あるいは村落、街区、その他）で、また、どの程度全住民をとらえるようになりつつあるかということである。」¹²⁾と指摘し、「労働者協同組合は、個々の協同組合を単一の全人民的な協同組合に切りかえようとする運動の先頭に立たなければならない。」と主張し、ロシアでは、「労働者と抑圧されている大衆に教育をあたえないでおくようにあらゆる手が打たれていたから」「住民の大部分がまだ無知蒙昧である」としても、「大衆のなかには、予想以上のすばらしい才能を發揮できる人物がいくらでもいる。」だから「労働者協同組合の任務は、これらの人々を引き入れ、彼らを発見し、彼らに生産物の供給と分配の仕事をあたえることである。社会主义とは単一な協同組合なのである。」¹³⁾とまで強調した。これでもわかるように、社会主义建設のために重要である市場経済と計画経済との結合のために、消費協同組合をぬきにした生産協同組合ではなくて、生産協同組合が、過去の資本主義のもとで、資本の競争条件によって単なる市場めあての、中間搾取をともなった生産をおこなってきたのをやめさせるうえができるだけ多くの消費者を協同組合に組織することがきわめて重要な意義をもっており、それを労働者協同組合という形態でおこなうことを強調したのである。

しかも「協同組合が、古い資本主義から受けつがれた官僚主義にたいする闘争で、…もっとも重要な要因となる」¹⁴⁾ことをも指摘した。

ところが、レーニンの協同組合、とくに労働者協同組合にたいするこのような評価にもかかわらず、レーニンは、「権力以外のものなら、なんでもあたえる—ツアーリズムはこう言明する。権力以外のものはすべて幻だ—革命的人民はこう答える。」¹⁵⁾「権力をソヴェトへ—ただ一つ、これだけが、今後の発展を、漸進的な、平和的な、おだやかなものに、人民大衆の大多数の意識と決意の水準、彼ら自身の経験の水準に完全にふさわしいものにすることができるだろう。…そして、彼らは、経験にもとづいて、自分自身の実践にもとづいて、土地と生産物とパンを正しく分配することを急速に学びとるであろう。」と主張したし、「権力とソヴィエトへ」が「旧国家機構全体、および民主主義的なものを一切阻止するこの官僚機構を徹底的に改善する」¹⁶⁾と主張した。このように主張したからこそ、「ソヴィエト活動家」は、革命前においても、権力獲得のみに執着して、「資本と直接に闘争する組織」である労働組合とちがって協同組合を過小評価し、軽視してきたばかりでなく、革命後も、かれらは、市場経済と計画経済との結合を重要な特徴とする「新経済政策」（ネップ）の時代にさえも、「協同組合について考えるのを忘れた」とレーニンも指摘せざるをえなかったのである。だからレーニンは『大きな問題を解明する小さな情景』のなかで、皮肉な調子でつぎのように指摘してなげいている。

「協同組合という名を聞くと、さも見下げたように顔をしかめて、ひどくもったいぶって—そしてそれと同じくらいにひどくおろかしくー、彼らはソヴィエトの働き手ではない、彼らはブルジョア、小店主、メンシェヴィキだ。協同組合活動家はこれこれの時にどこそこで金融上の取引にかくれて白衛派を援助した、わが社会主义共和国の供給・分配機構は、清潔なソヴィエト活動家の手で建設しなければならない、と言明するソヴィエト・インテリゲンツィアまたは労働者の共産主義者に会うことがめずらしくない。」¹⁷⁾

ソ連およびソ連共产党崩壊の原因是、すでにこの頃から芽生えていたとも言えるであろう。

2. 協同組合運動がその原則を生みだした

すでに指摘したように、1895年からロンドンで国際協同組合同盟が設立され、第1回大会を開いてから、イギリスをはじめとするヨーロッパ諸国において、協同組合運動は、ウェップ夫妻の消費者民主制の主張に影響されてもっぱら消費者協同組合運動として発展した。そして、生産協同組合の減少にもかからず、第一次世界大戦後、消費者協同組合を中心に協同組合運動が展開され、1930年国際協同組合同盟は、ウィーンにおける第13回大会で、フランス消費協同組合全国連盟の、ロッチデール原則が加盟諸国の運動で実際にどのように解釈されているかを調査することなどの提案にもとづいて、特別委員会を設け、一人一票、現金取引、購買高に応じた剩余金の配当、原価主義、資本利子の制限、政治的宗教的中立の六項目について、その適用状況を調査するとともに、ロッチデール公正先駆者組合の規約や定款などを検討したうえで、つぎの7つの原則を選んだ。

- (1) 加入の自由
- (2) 民主的管理
- (3) 剩余金の購買高に応じた配当
- (4) 資本利子の制限
- (5) 政治的宗教的中立
- (6) 現金取引
- (7) 教育の促進

この7つの原則は、1934年のロンドン大会での討議を経て、1937年のパリ大会で採択された。¹⁸⁾

第二次世界大戦後、国際協同組合同盟は、1946年のチューリッヒの第16回大会、1948年のプラハ大会にひきつづき、以後3年ごとに大会を開いてきた。そして1957年のストックホルム大会、1960年のローザンヌ大会を開くまで、その間に、協同組合原則、社会主义諸国の加入問題、加入資格問題、運営の民主的再編問題をめぐる大論争がおこなわれ、社会主义国の協同組合が国家統制下にあるから、加入資格をもたないという西ヨーロッパ協同組合の指導者とこれに反対するソ連やチェコスロバキア協同組合指導者との間の論争や正会員と準会員との権利の差別の問題に関する論争などがつづけられた。第二次世界大戦前、ソ連の消費組合中央会の加入も大論争の末認められたものであるが、国際協同組合同盟は、戦後も分裂を避けようと努力し、大論争の結果1966年になってポーランド、ハンガリーの正会員資格が認められることになった。すでに1963年のボーンマス大会で、ソ連代表A・クリモフから協同組合原則の改正を求める動議が提案され、この提案について、賛否両論が交わされたが、結局この提案が圧倒的多数で採択された結果、国際協同組合同盟は、協同組合原則に関する委員会を設け、1937年の原則について詳細な検討を加え、その結果を1966年ウィーン第23回大会に報告し、圧倒的多数で採択した。

この報告は、旧7原則が協同組合運動ではたしてきた意義を評価しつつも、現金主義と政治的

宗教的中立の二つの原則を削除し、代わりに、協同組合間協同という新しい原則をかかげている。そして旧原則とちがい、それぞれの原則を叙述形式でつぎのとおり示している。

(1) [加入の自由] 協同組合の組合員となることは任意であり、いかなる人為的制限、いかなる社会的、政治的、人種的ないし宗教的差別もなしに、組合の事業を利用することができ、組合員としての責任を受けようとする意志のあるすべての人々に、その門戸が開かるべきである。

(2) [民主的管理] 協同組合は民主的組織である。組合の業務は選挙または組合員が同意した説明可能な方法で任命された人々によって管理されなければならない。単位組合の組合員は平等な選挙権（一人一票）と組合にかかる事項についての決定に参加する権利をもつべきである。

単位組合以外の組織にあっては、その管理は適当な形の民主的基礎に立っておこなわれなければならない。

ることができる。

(3) [剰余金（節約金）の配分基準] 組合の活動から生じた剰余金または貯蓄があるとすれば、それはその組合の組合員全員に帰属するもので、一人の組合員が他の犠牲において多くを受け取るなどのことを避ける方法で分配されなければならない。

これはつぎのようなやり方で、組合員の決定によっておこなうことができるだろう。

- ① 組合事業発展のための準備金として
- ② 共同利用のサービス提供として
- ③ 組合利用高に応じて組合員に分配する。

(5) [教育促進のための準備金] すべての協同組合は、組合の経済活動、民主的運営の原則と手法について、組合員、役員、職員および一般大衆にたいする教育のための準備金を用意しなければならない。

(6) [協同組合間協同] すべての協同組合組織は、その組合員、その地域社会の利益のために最大の奉仕をするため、地区、国、国際の各段階の他の協同組合とあらゆる実際的方法で積極的に協力しなければならない。¹⁹⁾

以上のように、国際協同組合同盟が、1937年の協同組合原則を内部の大討論を経て、1966年の協同組合原則に改めてきたのは、この間に、協同組合運動が、消費だけでなく、農業、漁業、林業、製造業、運輸、住宅建設、信用、保険、医療、その他各種のサービスを目的とする事業活動、さらには多目的の事業活動をおこなうように発展してきたからである。そして国際協同組合同盟は、1937年から1977年までの40年間に加盟協同組合の組合員数を1億4,326万人から3億5,500万人へと2億1,000万人以上も増加させ、その後1988年までの11年間に3億5,500万人から5億9,000万人へと2億4,000万人近くも増加させている。²⁰⁾

しかもこのような組合員数の累進的増加に示される協同組合運動の発展の過程で、労働者生産

協同組合の運動も1970年以降発展してきた。西ヨーロッパおよび北ヨーロッパ先進諸国やアメリカ合衆国では、20世紀に入ってから長い間衰退してきた労働者生産協同組合が1970年代以降増加しはじめ、イギリスでも、かつてウェップ夫妻が労働者生産協同組合はもはや死滅したと宣言したにもかかわらず、数多くの労働者生産協同組合が設立された。しかも第二次世界大戦後、資本主義体制から離脱した東ヨーロッパ諸国、植民地・従属国の状態から政治的につぎつぎ独立してきたアジア、アフリカ、ラテンアメリカの発展途上諸国においても、1960年代頃から労働者生産協同組合が設立され、増加してきた。

このように第二次世界大戦後設立されてきた労働者生産協同組合に共通している点は、経済的危機に直面して設立されてきているということである。欧米先進資本主義諸国のはあいには、1970年代後半、第一次石油危機を契機とする「戦後最大の不況」による経済危機に直面して、発展途上諸国、東ヨーロッパ諸国のはあいには、新植民地主義・霸権主義的支配による経済危機に直面して、労働者生産協同組合は、深刻な失業問題を解決する一つの方法として設立された。それゆえ、労働者生産協同組合は、急増しながら、存続年数が短いものが多いのである。経済危機のもとで、労働者が失業したばあい、協同組合を国家が統制する東ヨーロッパ諸国は別として、自ら出資して協同で事業をおこし、自ら管理し、労働して就業の場をつくるので、労働者生産協同組合企業がつぎつぎと設立され、急増するが、企業競争のなかで、経営困難におちいり、倒産するからである。

しかしそのなかから存続する労働者生産協同組合企業が増加しつつあることも事実である。²¹⁾その条件となっているのは、何であろうか。発展途上諸国などのはあい、たとえ先進諸国の政府開発援助（ODA）があっても、先進諸国の受注企業の利潤追求の手段となり、援助受け入れ国政府（軍事政権、独裁政権であればとくに）をうるおわせても、現地住民の要求を充足させていないので、その要求充足をめざす事業活動をおこす余地がいくらでもあるということである。先進諸国のはあいにも、巨大企業集団に属する最大限の利潤追求のために、過剰化する大量生産にともない大量流通、大量消費を国内外の住民に強要し、さらには、大規模な開発・再開発および産業構造の転換を強要することによって、地域住民のきめこまかな要求の充足をないがしろにし、大量生産、大量流通、大量消費、大規模開発・再開発にともなう安全性の確保や大量廃棄物の処理・再生をおろそかにし、環境汚染、地球環境破壊をもかれりみないようになってきているので、このような諸問題の解決、要求充足をめざす事業活動を住民自身の地域づくり運動としておこしていく余地がいくらでもあるということである。しかしこのような諸条件のもとで、従来労働者生産協同組合と呼ばれていたものが、物の生産だけでなく、多種多様なサービスをおこなうようになってきた過程で、労働者協同組合（Worker's Co-operative, Worker Co-operative）と呼ばれるようになってきている。

しかも国際協同組合同盟に加入する各国労働者協同組合は、労働者生産協同組合委員会（CICOPA）をつくり、これが主催して世界会議を開くようになってきている。そして1980年国際協同組合同盟がモスクワで第27回大会を開いたとき、A.F.レイドロー博士が基調報告「西暦

2000年における協同組合」のなかで、「新しい労働者協同組合あるいは再生された古い労働者協同組合は、各種協同組合のなかのたんなるもう一つの組織だということではなくなっている。つまり労働者が同時に所有者となる新しい産業民主主義の基本構造を形成している。」²²⁾と指摘するようになった。しかも労働者協同組合が「各種協同組合のなかのたんなるもう一つの組織だということではなくなっている」理由は、レイドロー博士が、その前の文章でつぎのように明言していることである。「労働者協同組合の再生は、第二次産業革命の始まりを意味するのだと予想することができる。第一次産業革命では、労働者や職人は生産手段の管理権を失い、その所有権や管理権は企業家や投資家の手に移ったのである。つまり資本が労働を使うようになった。ところが労働者協同組合はその関係を逆転させる。つまり労働が資本を使うことになる。もし大規模にこれが発展すれば、これらの協同組合は、まさに新しい産業革命の先導役をつとめることになるだろう。」²³⁾

このような指摘は、いうまでもなく、レイドロー博士が、この報告のなかで、世界の協同組合運動の歴史において、「信頼性の危機」という第1の危機、「経営の危機」という第2の危機を経て、いまや「思想上の危機」という第3の危機が到来していることを指摘した「背景」にもとづいている。それは、また、世界の協同組合運動が21世紀にむけて優先的に取り組むべき4つの課題として、第1に「世界の飢えを満たすための協同組合」第2に「生産的労働のための協同組合」第3に、「社会の保護者をめざす協同組合」第4に「協同組合地域社会の建設」をあげたなかでの指摘にはかならない。そして1988年国際協同組合同盟は、ストックホルム大会で、レイドロー博士の「思想上の危機」という指摘を受けてラルス・マルコス会長が「協同組合の基本的価値」について報告し「参加」(member participation)「民主主義」(adherence to democracy)「正直」(honesty)「他人への配慮」(caring for others)という4つの価値を示した。こうして国際協同組合同盟は、1992年の東京大会で、この協同組合の基本的価値を検討し、1995年の創立100周年記念のロンドン大会で協同組合原則の改訂のための再検討をおこなうことになっている。²⁴⁾

III. 協同組合運動の現代的課題と労働者協同組合

1. 労働者協同組合と協同組合原則

では、レイドロー博士が「各種協同組合のなかのたんなるもう一つの組織」ではない労働者協同組合とは一体どのようなものであろうか。

たとえば、消費者協同組合は、組合員が、労働者であろうとなからうと、消費者として出資し事業をおこない、消費のために協同組合を利用し、その消費を通じての利用高に応じて剩余金の分配を受けているが、その協同組合企業の経営・管理・労働は、組合員のなかから選ばれた者がおこなうだけでなく、この協同組合企業に雇われた者（彼らも出資して組合員になるとしても）がおこなうことが多い。ところが、労働者協同組合は、組合員が、出資して、人々の要求充足をめざす事業をおこし、そのための協同組合企業の経営・管理・生産・サービス労働を自らおこ

なって、就業のために協同組合を利用し、その就業を通じての利用高に応じて剰余金の分配を受けるのである。この労働者協同組合のばあい、労働者とは、協同組合企業に雇われて働いている者ではなくて、出資して所有者となって協同組合企業の経営・管理労働や生産・サービス労働をおこなっている者である。だから、レイドロー博士は、「労働者が同時に所有者となる」とのべているのである。しかしこの労働者も、かつては雇われて働いていた者が多く、そのほか、たいてい農民、手工業者、工業、商業、金融、その他のサービス業を営む自営業者・中小企業者であった者であり、「自分の労働にもとづく個人的な私的所有」者にはかならない。それゆえ、雇われて働いていた者は、かつて、自分の労働力の売手として、お互いに競争させられ、労働力の買手に依存せざるをえない立場におかれていったので、たとえ、労働力の売手としての競争を抑制して団結し、団体行動をとる労働組合運動によって、労働力の買手に自分たちの要求を実現させてきたので、その買手の政策に反対してきたとしても、他者に「依存的」「追随的」「因襲的」になりがちであり、「自立的」「自発的」「創意的」になりにくいくともに、競争で「利己的」「排他的」「閉鎖的」になりがちであったために、「利他的」「協同的」「開放的」になりにくい。また、自営業者、中小企業者であった者は、「自分の労働にもとづく個人的な私的所有」者であったために、やはり、多かれ少かれ、小経営であったことから他者に「依存的」「追随的」「因襲的」になりがちであり、また企業競争のなかで「利己的」「排他的」「閉鎖的」になりがちである。それゆえ労働者協同組合において、組合員が、出資して「労働者が同時に所有者となる」ばあい、上述の弱点を克服して、協同労働・協同組合労働を基礎とする「個人所有者」となりにくく、上述の弱点をもった「私的所有者」になりがちである。

そもそも、「私的」(private)という言葉は、「社会的」に対して対立的な意味をもっており、「利己的」「排他的」「閉鎖的」という意味が強く、しかも「依存的」「追随的」「因襲的」とかかわりが深い。ところが「個人的」(individual)という言葉は、「私的」とは逆に、「社会的」と対立的ではなく、社会の一員としての担い手である個人が「自立的」「自発的」「創意的」であり、しかも「利他的」「協同的」「開放的」であるという意味をもっている。かってカール・マルクスが、「資本論」の中で、「資本主義的な私的所有は、自分の労働にもとづく個人的な私的所有の最初の否定である。しかし、資本主義的生産は、自然過程の必然性をもってそれ自身の否定を生みだす。これは否定の否定である。この否定は、私的所有を再建するわけではないが、しかし、資本主義時代の成果——すなわち、協業（協同労働）と、土地の共有ならびに労働そのものによって生産された生産手段の共有——を基礎とする個人的所有を再建する。」²⁵⁾と主張したとき、上述のような「私的」と「個人的」との意味の違いを前提にしていたのである。

このように「私的」と「個人的」とは違う意味をもっているからこそ、レイドロー博士が、労働者協同組合は「労働者が同時に所有者となる新しい産業民主主義の基本的構造を形成している。」と指摘するばあい、労働者が出資して「所有者」になっても「私的所有者」になるのではなくて「個人的所有者」になることが必要である。そして協同組合原則の中の第3原則「資本利子の制限」は、労働者が出資して「利己的」になり、できるだけ多くの利子を得ようとして「私

的所有者」になってしまふのを阻止する客観的条件にはかならない。また第2原則「民主的管理」は、株式会社のように労働者が出資額に比例して「排他的」に他の労働者を犠牲にして自分の決定権を大きくして、「閉鎖的」に秘密裡に他の労働者を支配しようしたりして、「私的所有者」になってしまい、協同組合企業を株式会社に転化させようとするのを阻止する客観的条件として「一人一票」制を提起しているのである。

しかしこのような客観的条件だけで、労働者が「私的所有者」になるのを阻止して「個人的所有者」になるのを保障しえない。労働者といえども、自分の労働力の売手として競争させられきたために「利己的」「排他的」「閉鎖的」になりがちであり、企業に雇われてきたために、「依存的」「追随的」「因襲的」になりがちである。それゆえ労働者は、このような自己自身とたたかいつながら、「自立的」「自發的」「創意的」で、「利他的」「協同的」「開放的」になっていく必要がある。そのためには、労働組合に加入するだけでなく、労働組合において民主的な話し合いと討論を徹底させていくことが必要である。それは、みんなが、自分さえよければいいという要求や、自分が損していると思う不満を「自主的」に出し合って、他人の言い分を「自發的」によく聞き、「利他的」にお互いに他人をよく理解し会い、討論によって要求や不満を共通の権利としての要求にまとめあげ、それを実現させるために、「協同的」にお互いに力を出し合い、「開放的」にお互いに自分を包みかくさずにさらけ出して、画一的でない、それぞれができる共同行動を「創意的」にすすめていく、ということである。このように労働組合運動を発展させていく必要がある。このような運動のなかでこそ、労働者は他人の個性や能力を具体的に認めながら、自分の上に人をつくったり、自分の下に人をつくったりする差別意識を克服して平等意識を高めていき、ほんとうの意味の連帯をつくりあげていくことができるからである。そこで労働者が自ら出資して労働者協同組合をつくったばあいにも、「私的所有者」ではなくて「個人的所有者」でありつけられるのである。

しかし労働者が「個人的所有者」でありつけられるには、このような共通の権利としての要求を他者に実現させるための労働組合運動だけではなく、労働者協同組合運動のなかで、協同組合労働のあり方を追求していくことが不可欠である。ところが、従来の協同組合原則は、協同組合所有にもとづく、「資本利子の制限」や単位組合における一人一票による平等な選挙権と決定に参加する権利を規定したにとどまり、せいぜい就業労働を通じて組合利用高に応じて、剩余金を分配するという基準を規定しているだけである。それは協同組合労働のあり方を規定する原則を必ずしも明らかにしてはいない。これでは、レイドロー博士が「第一次産業革命では……資本が労働を使うようになった」が、「労働者協同組合はその関係を逆転させ……労働が資本を使うことになる。」と指摘しても、そうはなりえないであろう。前者の「労働」は賃労働であり、後者の「労働」は協同組合労働である。そこでその協同組合労働の原則を明らかにするためには、「従来の伝統的な被雇用者と作業場の関係」²⁶⁾とは異なった協同組合労働の組織のあり方を追求していくことが重要な課題となる。

2. 協同組合労働の組織のあり方を追求する

まず、協同組合労働の組織のあり方を追求していくためには、「資本主義時代の成果」である「マニュファクチュア」における「分業にもとづく協業」、「機械および大工業」における「古い分業の技術的な排除」および「全面的に発達した人間をつくる唯一の方法である教育のあり方」として「生産的労働を知育および体育と結びつける」²⁷⁾こと、「部分個人の代わりに、……全体的に発達した個人をもってくこと」²⁸⁾などを基礎にしなければならない。

しかし資本主義・資本対賃労働関係のもとでは、「古い分業が技術的には排除されながら、いっそう奇怪な形で再生産される」ので、労働者的人間性を無視して、特定の職種に特定の労働者を拘束して「部分作業」しかできない「部分個人」をつくりだすかと思うと、逆に、多様な職種を労働者に転々と渡り歩かせるような配置転換・人事異動、出向転籍などを強行して、生産的労働を知育・体育と結びつけられないままに「部分個人」を就業できなくして過剰にする反面、特定の部分作業・熟練労働をおこないうる労働力を不足にさせる、というようなことがひんぱんにおこる。

しかも「知識・洞察・意志など」の「生産上の精神的力能」を肉体的労働から分離させ、労働者を支配する資本の権力として、具体的には経営・管理労働として労働者に対立させる。²⁹⁾ここに資本主義的経営・管理者が形成されるのである。

ところが、労働者協同組合は、労働者自身が、作業場全体・労働過程全体の担い手である「個人的所有者」として労働すると同時に経営・管理責任を負うので、「肉体的労働と知的労働の適正な調和をはかること」³⁰⁾を可能にする。そして労働過程で、お互いに欲求や不満を「自主的」に出し合って、他人の言い分を「自發的」によく聞き、「利他的」にお互いに他人の個性や能力をよく理解し会い、「開放的」にお互いに自分を包みかくさずさらけ出して、それぞれができる仕事を「創意的」におこなって「協同的」にお互いに力を出し合っていくことを可能にするのである。これこそが「最高の価値基準のなかに、労働の観念を、生活や人格形成に不可欠のものとして取り入れる」ことにはかならない。³¹⁾このようにして、労働者がお互いに人間性を尊重して適正な配置、異動をおこなっていくことも可能になっていくのであり、資本主義のもとでも、マニュファクチュア的な古い分業や、機械および大工業で資本によっていっそう奇怪な形で再生産される分業を技術的にだけでなく排除しうるのである。

しかし、だからといって協同組合労働において分業そのものが廃止されるわけではなく、とにかく、経営・管理に直接責任を負う労働と、経営・管理に責任を負いながら、直接には負わない労働との区別がなくなるわけではない。この点については、長い間自主生産・自主管理でたたかってきた東芝アンペックス争議の経験からも学ぶところがある。

その一つは、「第七期をふりかえって」の中にある「Ⅲ共同で働くこと」である。そこにはこう書いてある。

1. 排除の論理に陥っていないか
2. 唯我主義（自分だけがという）に陥ってはいないか

3. 平準主義に陥ってはいないか Vs 創造的なもの
4. 責任と権限のあり方を機械的にあてはめていないか
5. 協力者たちの存在を無視していないか
6. 業務管理のルーチンの必要性（民主的、公開・数値 etc）

もう一つは、山根雅子著『自主生産労組－東芝アンペックス争議八年のたたかい』の中の「管理されないこと」の中に述べられていることである。

「共同管理は、個々の完結した自主、自律の総和だけで成り立つものではなく、よい意味での自主性を尊重した相互管理を必要とする。自己管理と仲間相互の他律的管理。自律と他律の総合的共同管理の下に、自主生産は行われねばならないのだろう。第三者から管理されることがないのであって、管理自体が不在なのではない。『管理の質』なのである。このことが忘れられて、民主的であろうとするあまり、管理はならずと思いこみ、内部の人間関係を不自由にさせているように思える。」³²⁾

さきに、「私的」とは、「利己的」「排他的」「閉鎖的」という意味が強いと指摘し、労働者といえども、労働力の売手としてお互いに競争させられ、労働力の買手に依存せざるをえないで、「利己的」「排他的」「閉鎖的」になりがちであり、「依存的」「追随的」「因襲的」になりがちである、とのべた。「共同で働くこと」の中に、「排除の論理に陥っていないか」「唯我主義（自分がいい）に陥っていないか」「協力者たちの存在を無視していないか」等々と書かれているのは、さきに、「それゆえ労働者は、このような自己自身とたたかいながら、「自立的」「自発的」「創意的」で、「利他的」「協同的」「開放的」になっていく必要がある、とのべたことの重要性を物語っている。

人間は、多かれ少かれ「利己的」「排他的」「閉鎖的」な心をもっている。「利己的」「排他的」「閉鎖的」でない人間が存在すると考えることは、「聖人」「君子」を想定することになり、そのような人間を絶対者として個人崇拜するか、そのような人間が絶対者として個人独裁することを肯定するかして、「利己的」「排他的」「閉鎖的」な自己自身とたたかうことによって「利他的」「協同的」「開放的」になろうとしないし、絶対者に「依存的」「追随的」「因襲的」になって「自立的」「自発的」「創意的」になろうとしなくなってしまう。

かって、アダム・スミスが『国富論』の中で「利己心」(Self-interest)「自愛心」(Self-love)を重視し、各人が自分の利益を追求して行動することによって「見えざる手」(invisible hand)に導かれて市民社会の調和のとれた状態が実現することを主張したが、それは隣人・他人の利益をまもる「正義の法則」のもとにおいてであり、「道徳情操論」では、市民社会を「同感」(Sympathy)の可能性を秘めた社会的人間の集団としてアダム・スミスはとらえようとした。そこで重要なことは、人が「利己的」「排他的」「閉鎖的」な自己自身とたたかうことによって「利他的」「協同的」「開放的」になろうとする過程で、根強くある「利己的」な心については、それを「利他的」「協同的」「開放的」な行為のなかに生かしていくことである。

それは具体的に協同組合労働においてはつぎのようなことである。

第一に、人間は、「利己心」によってお互いに競争し、「競争心」を發揮せざるをえないでの、「協同」に貢献する「競争」を促進するために、「協同」に貢献する労働に応じた分配によって人間らしく生活し、発達しうる所得を自分の利益のために追求し、また、人間らしい労働をおこなうように、労働時間短縮と労働諸条件改善を自分の利益のために追求していくことが重要である。しばしば「協同組合主義者」によって指摘されるように、「協同」(Co-operation)と「競争」(competition)とは対立するものではあるが、だからといって、他人を蹴落としても勝とうとする「競争」は別として、「競争」を一概に否定して「協同」を発展させるわけにはいかない。「協同」に貢献する「競争」を促進することによってこそ「協同」を発展させることが可能になっていくのである。

第二に、人間は、協同組合労働によって物の生産や多種多様なサービスをおこなうことによって、巨大企業集団に属する営利企業がないがしろにしてきている地域住民のきめこまかな要求の充足をめざす事業活動をすすめ、また、これらの企業が、大量生産、大量流通、大量消費や大規模開発および再開発でおろそかにしてきている安全性の確保や廃棄物の処理・再生をめざす事業活動、さらには、これらの企業がかえりみないできた環境・地球環境の保護をめざす事業活動をすすめることが重要になってきている。このばかり、「協同」の発展のために、人々が協同組合労働によって地域住民、すなわち他者のためになる「よい仕事」をすることができるのは、自分が他者の身になって自分のためにもなる仕事をすることによってである。もっと具体的な例をあげれば、労働者協同組合が、病院のトイレを掃除するばかり、それをする人は、その病院の患者の身になって自分がそのトイレを使うという立場から仕事をすることが不可欠である。そのことは、実際にその人が日常使っているわが家のトイレを掃除するという日常的な体験によっていっそはっきりと認識できる。³³⁾

もちろん、「協同」の発展は、以上のような人間の主体的な努力だけによって達成されるものではない。協同組合が資本を使うことによって「資本の価値増殖」を「剰余金」(節約金)として追求することが不可欠の客観的条件である。この「資本の価値増殖」とは、資本主義的生産様式のもとでは、資本が賃労働を使うことによって資本の所有者が他人の労働の榨取によってそれを利潤として追求するのとは異っている。協同労働が資本を使うのであるから、「協同」に貢献する労働に応じた分配と労働条件の改善および協同組合事業の発展と地域社会に貢献する共同利用のサービス提供、「協同」の発展のための教育を促進する準備金とするために「資本の価値増殖」を追求するのである。そのためには「付加価値会計」³⁴⁾を活用することが重要な課題となってきた。³⁵⁾

IV. 協同組合の現代的意義とは

さて、以上に述べてきたように、協同組合運動のなかに、「各種協同組合のなかのたんなるもう一つの組織」ではない労働者協同組合の運動が発展してきている現在、協同組合運動は新たな

現代的意義をもつようになっきている。最後にこの意義について言及しておこう。

すでに前節で指摘したように、資本が賃労働を使うばあいには、他人の労働の榨取によって「資本の価値増殖」を最大限の利潤として追求するのであるが、現在では、その資本は、先進諸国で、巨大企業集団という形をとり、独占化しているだけでなく、多国籍企業化し、しかも国際的な経済統合をすすめつつある国家に支えられ、国内、国外の産業、市場を支配するようになってきた。それゆえ、いわば、ヨコのひろがりによってタテの圧力を一段と強化してきている。それゆえ各国の労働組合は、わが国のように、企業別、というよりも企業内組織を単位としているばあいはもとより、企業の枠をこえて産業別に組織され、地域的、全国的に結集しているヨーロッパ諸国でも、それだけでは、いかに抵抗したとしても、賃金、労働条件を改善することが困難になってきており、外国人労働者の大量流入という条件のもとで、ますます国際的に結集して抵抗を強めることが緊急の課題となっきていている。しかも、すでに指摘したように、先進諸国の大企業集団に属する大企業が、最大限の利潤追求のために、過剰化する大量生産にともない、大量流通、大量消費を国内、国外の住民に強要し、さらには、大規模な開発・再開発および産業構造の転換を強要することによって、住民のきめこまかな要求の充足をないがしろにし、大量生産、大量流通、大量消費、大規模開発・再開発にともなう安全性の確保や大量廃棄物の処理、再生をおろそかにし、環境汚染、地球環境破壊をかえりみないようになっきているかぎり、労働組合による「対外的反対・要求」運動だけでなく、この運動を強化するためにも、地域住民のきめこまかな要求充足をめざし、労働災害、職業病、交通事故、食品公害、薬品公害の防止、住宅、土地問題、環境、地球環境問題の解決をめざす事業活動をすすめる「内発的 requirement」運動を発展させることが緊急の課題となっきてている。このためにこそ、協同組合運動、とくに労働組合が労働者協同組合による協同組合間協同、協同組合セクター、協同組合地域社会を形成することがますます重要な意義をもつようになっきてている。とくに、労働組合による「対外的反対・要求」運動を、「背水の陣」をしいたたかい、決死の覚悟でのたたかいとしてすすめるのではなく、「対外的反対・要求」運動を支え、強めるための「内発的 requirement」運動として労働組合運動と協同組合運動を、「二枚腰」のたたかいとして展開することが、緊急の課題となっきてている。労働組合が、「対外的反対・要求」運動の支援を地域住民に一方的に訴えるのではなく、地域住民の要求充足をめざす「内発的 requirement」運動を発展させることによってその事業活動に支えられていくことこそが重要なのである。

たしかに、わが国では、このような「内発的 requirement」運動をすすめることは、財界・自民党政府のおこなってきた「臨時行政調査会」による「行政改革」、すなわち、いわゆる「臨調行革」路線に乗せられるものだと批判されがちである。「臨調行革」は、国民の「自己責任」を求めて「自助努力」「相互扶助」を期待し、企業の「自己責任」を求めて「民間活力」と称する営利的な投資を期待することによって、政府・地方自治体当局の公的責任・行政責任および営利企業の社会的責任を棚上げにする口実にしてきているからである。しかし、だからといって、「臨調行革」のこの論理を機械的・観念的にひっくりかえして、政府、地方自治体当局の公的責任・行政

責任を追求し、営利企業の社会的責任を追求するためには、国民の「自己責任」を棚上げにして、「内発的要要求充足」運動という「自助努力」「相互扶助」などすべきでないという考えが正しいことにはならない。そのような考え方こそが「臨調行革」の機械的・観念的な論理に洗脳されているといわざるをえない。むしろ労働者・国民が自己責任をもって「内発的要要求充足」運動を協同組合運動として、現在では労働者協同組合による協同組合間協同によってすすめていくことによって、その要求充足には限界があるかぎり、政府・地方自治体当局に対してその公的責任・行政責任をとらせて、公的助成を納税者の権利として実行させ、また、営利企業に対しても社会的責任をとらせて、営利のための投資でなく、寄付をさせるということは、長い民主主義の歴史によってつくりだされた原則である。労働者・国民・地域住民の自己責任・自助努力・相互扶助は、政府・地方自治体当局の公的責任・行政責任を追求し、営利企業の社会的責任を追求するうえで、さまたげになるどころか、てこ入れになるのであり、これこそが眞の「地域づくり」運動の論理にほかならない。³⁶⁾

最後に、協同組合運動のもう一つの現代的意義は、「雇う・雇われる」関係を克服し、この関係を生みだしている資本と労働との対立を廃止するものだということに言及しておこう。いうまでもなく、労働組合運動は、資本と労働との対立にもとづく「雇う・雇われる」関係のもとで生成・発展してきた。ところが、協同組合運動は、すでに引用したように「階級敵対に基づきをおく現在の社会を改造する力の一つであり」、その「大きな功績は、資本に対する労働の隸属にもとづく、窮屈を生みだす現在の専制的制度を、自由で平等な生産者の連合社会という、福祉をもたらす共和的制度におきかえることが可能だということを、実地に証明する点にある。」とマルクスが指摘したように、「雇う・雇われる」関係を克服し、資本と労働との対立を廃止するものである。マルクスは、とくに労働者協同組合の工場について、『資本論』第3部第5篇第27章の中でつぎのように指摘している。

「古い形態の内部では、労働者たち自身の協同組合工場は、古い形態の最初の突破である——それらはもちろん、どこでも、それらの現実の組織においては、既存の体制のあらゆる欠陥を再生産し、また再生産せざるをえないものであるが。しかしこれらの協同組合工場の内部では、資本と労働の対立は止揚されている——たとえ最初には、組合としての労働者たちがかれら自身の資本家であるという、すなわち、生産諸手段を彼ら自身の労働の価値増殖に使用するという、形態においてにすぎないとしても。」³⁸⁾

レイドロー博士が、労働者協同組合は、資本が労働を使うという関係を逆転させて、労働が資本を使うことになる、と指摘したのは、同じことを言っているのである。ただ、すでに指摘したように、そのために、「労働者が同時に所有者になる」としても、「私的所有者になるのを阻止する客觀的条件が、協同組合原則によって示されねばならないし、協同組合労働の組織のあり方を追求していく労働者の主体的な努力が必要である。またそれだけでなく、協同労働が資本を使うことによって「資本の価値増殖」を「剰余金」として追求する客觀的条件が不可欠である。しかも、このようにして「雇う・雇われる」関係を克服し、資本と労働との対立を廃止する過程で、

協同組合企業の組織のあり方、さらには、産業の組織のあり方を変えていく必要があり、労働者自身が企業・産業・経済を自主的・民主的に運営していく能力を身につけていくことが重要な意義をもってくる。このようなことなしに、国家権力の移行によって資本主義的企業が国有化したとしても、その国有企業に労働者が雇われるようになるだけであり、国家資本と労働者との間に「雇う・雇われる」関係が存続するだけである。ソ連・東欧諸国のはあい、「革命」によってこのような結果となったにすぎない。協同組合運動、とくに労働者協同組合運動の新たな現代的意義は、このように「雇う・雇われる」関係を克服するという具体的な内実をつくりだしていくという点にある。この点については詳しくは、別稿にゆずり、また、さらに研究を深めていく必要がある。³⁸⁾

注

- 1) G. D. H. Cole, *A Century of Co-operation*, p-62
- 2) Sidney & Beatrice Webb, *The Consumers' Co-operative Movement*, (山村喬訳『消費協同組合運動』参照)
- 3) K. Marx-F. Engels Werke(MEW), Band 8, Institut für Marxismus-Leninismus beim ZK der SED, Dietz Verlag, Berlin 1961, S.122大月書店版訳書第8巻115ページ
- 4) MEW, Band 15, Dietz Verlag, Berlin, 1961, S.82~84大月書店版訳書第15巻77~79ページ
- 5) MEW, Band 16, Dietz Verlag, Berlin, 1962, S.11~12大月書店版訳書第16巻9~10ページ
- 6) MEW, Band 16, Dietz Verlag, Berlin, 1962, S.195~6 大月書店版訳書第16巻194~5ページ
- 7) Beatrice Potter, *The Co-operative Movement in Great Britain*, p.84
- 8) 富沢賢治、佐藤誠「イギリスの労働者協同組合」「経済研究」第37巻第1号58ページ参照
- 9) レーニン「ロシア社会民主党代表団の協同組合についての決議案」「レーニン全集」第16巻 大月書店版284ページ
- 10) レーニン「ソヴィエト権力の当面の任務」「レーニン全集」第27巻 大月書店版257ページ
- 11) レーニン「モスクワ中央労働者協同組合代表者会議での演説」「レーニン全集」第28巻 大月書店版204ページ
- 12) レーニン「ソヴィエト権力の当面の任務」「レーニン全集」第27巻 大月書店版259ページ
- 13) レーニン「モスクワ中央労働者協同組合代表者会議での演説」「レーニン全集」第28巻 大月書店版308ページ
- 14) レーニン「第七次全ロシア中央委員会第一会期での……報告」「レーニン全集」第30巻 大月書店版335ページ
- 15) レーニン「大詰は近づきつつある」「レーニン全集」第9巻 大月書店版478ページ
- 16) レーニン「革命の一根本問題」「レーニン全集」第25巻 大月書店版401および396ページ
- 17) レーニン「大きな問題を解明する小さな情景」「レーニン全集」第28巻 大月書店版416ページ
- 18) W. P. Watkins *The International Co-operative Alliance, ICA, 1895-1970*, p.204
- 19) W. P. Watkins, op. cit., pp.145-213

W. P. Watkins, Co-operative principles Today & Tomorrow, 1986 協同組合経営研究所監訳「協同組合原則をどう生かすか」参照

- 20) 富沢賢治「労働者協同組合の基本原則」「経済研究」第40巻第2号156ページ
黒川俊雄「労働組合運動と労働者協同組合」「三田学会雑誌」78巻第6号、14ページ
- 21) 富沢賢治「資本主義諸国における労働者協同組合運動」「経済研究」第38巻第1号参照 Chris Cornforth, Alan Thomas, Jenny Lewis and Roger Spear, Developing Successful Worker Co-operatives, 1988 SAGE Publication
- 22) 「西暦2000年における協同組合」日本協同組合学会訳編 日本経済評論社刊160~1ページ
- 23) 前掲書159ページ
- 24) 今井義夫著「国際協同組合運動と基本的価値」日本経済評論社刊参照
- 25) K. マルクス「資本論」第一部 大月書店版995ページ、新日本出版社版第14分冊130ページ
- 26) 「西暦2000年における協同組合」前掲書162ページ
- 27) K. マルクス「資本論」第一部第13章 大月書店版630ページ、新日本出版社版第3分冊832ページ
- 28) 前掲書634ページ、838ページ
- 29) 前掲書478ページ、627ページ
- 30) 「西暦2000年における協同組合」前掲訳書162ページ
- 31) 前掲書162ページ
- 32) 山根雅子著「自主生産労組－東芝アンベックス争議八年のたたかい－」木魂社201ページ
- 33) 拙稿「協同労働にもとづき『個人的所有』再建の土台を」「仕事の発見」No17.63~67ページ参照
- 34) 水野一郎「労働者協同組合と付加価値会計」「産業経理」第50巻第2号参照
- 35) 中田宗一郎「労働者が主人公になる経営とは」「仕事の発見」No16 26~57ページ
- 36) 拙稿「地域づくり、日米構造協議、労働者協同組合」「仕事の発見」No15参照
- 37) K. マルクス「資本論」第3部 大月書店版561~2ページ、新日本出版社版第10分冊763~4ページ
- 38) 拙稿「『雇う・雇われる』関係を克服するために」「仕事の発見」No19. 拙稿「転機に立つ日本の労働運動、－いまなぜ労働者協同組合なのか」「これからの労働組合と日本」大月書店187ページ以下